

## 第46回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：平成27年6月10日（水）14時30分～16時30分

場所：弁護士会館16階来賓室

出席者：（委員）

議長 北川 正恭（早稲田大学名誉教授）  
副議長 井田 香奈子（朝日新聞東京本社論説委員）  
長見 萬里野（全国消費者協会連合会会長）  
清原 慶子（三鷹市長）  
ダニエル・フット（東京大学法学政治学研究科教授）  
中川 英彦（前京都大学大学院教授）  
松永 真理（テルモ株式会社社外取締役）

（日弁連）

会長 村越 進  
副会長 三宅 弘、平山 秀生  
事務総長 春名 一典  
会長特別補佐 水地 啓子、稲田 知江子  
事務次長 兼川 真紀、神田 安積、松本 敏幸  
広報室室長 勝野 めぐみ

（説明協力者）

国際室室長 大村 恵実  
子どもの権利委員会幹事 斎藤 義房

以上 敬称略

### 1. 開会

（兼川事務次長）

それでは、お待たせいたしました。第46回日弁連市民会議を始めさせていただきます。  
ここでまず、日弁連側の出席者のほうで自己紹介をお願いします。

（勝野広報室室長）

広報室室長の勝野と申します。よろしくお願いいたします。

（稲田会長特別補佐）

会長特別補佐をしております稲田と申します。よろしくお願いいたします。

（水地会長特別補佐）

同じく特別補佐をしております水地でございます。よろしくお願いいたします。

(平山副会長)

副会長の平山といいます。子どもの権利委員会などを担当しております。よろしくお願いいたします。

(大村国際室室長)

国際室長の大村恵実でございます。よろしくお願いいたします。

(村越会長)

会長の村越でございます。よろしくお願いいたします。

(春名事務総長)

事務総長の春名でございます。いつもありがとうございます。

(三宅副会長)

市民会議を担当しております今年度の副会長の三宅でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(兼川事務次長)

事務次長の兼川真紀でございます。よろしくお願いいたします。

(松本事務次長)

事務次長の松本と申します。よろしくお願いいたします。

(兼川事務次長)

それでは、最初に配付資料のご説明をさせていただきます。本日お配りしております資料目録は緑色の紙でございます。議題に沿いまして、議題1のための資料として、「日弁連の国際活動への取組について」ということで、関連資料を一式配らせていただいております。海外展開に関する取組等の綴じられた冊子でございます。

それから、議題2の「選挙権年齢の18歳引下げによって生じる法律上の問題点について」というものについても、関連資料を一式配らせていただいております。これも綴じられた冊子になります。

それから、44回と45回の市民会議のことを載せております日弁連新聞と前回の市民会議の議事録をお配りしております。

さらに、当日配付でございますけれども、「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめ」という資料を1枚配らせていただいております。さらに追加で、先月終わりに開催した日弁連総会で決議した「安全保障法制等の法案に反対し、平和と人権及び立憲主義を守るための宣言」もお配りさせていただきました。何か資料で足りないとかありましたら、おっしゃってください。

それでは、北川議長、進行をお願いいたします。

## 2. 開会の挨拶

(北川議長)

それでは、私が司会をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、

今年度が第1回ということで、それぞれ自己紹介ということですね。私どもからも自己紹介で、フット先生から順番にお願いします。

(フット委員)

東京大学及びワシントン大学のフットでございます。去年の10月から大体半々ワシントン大学とこちらで教えております。どうぞよろしくお願いいたします。

(中川委員)

中川でございます。フット先生と同じく、第1回からずっとお邪魔をしております、余分なことばかり言っておりますが、元の出自は企業でございます。その後、少し大学で教えたり何かして、皆さんとお付き合いがございますので、今後ともよろしくお願いいたします。

(井田委員)

朝日新聞の論説委員の井田と申します。主に司法関係の社説を担当しております。よろしくお願いいたします。

(清原委員)

皆様、こんにちは。東京都三鷹市長の清原慶子です。4月30日から市長として4期目の任期に入りました。司法制度改革推進本部のときに、刑事裁判員制度、公的弁護の検討会の委員をしていたこともございまして、市民会議の委員を務めさせていただいています。法務省の法曹養成制度検討会議の委員をさせていただくなど、日弁連の皆様と一緒に司法制度改革に関わっていることを大変光栄に思っております。

4月1日から三鷹市内のルーテル学院大学の客員教授も務めております。どうぞよろしくお願いいたします。

(長見委員)

全国消費者協会連合会の長見万里野と申します。今消費者団体もなかなか問題が多くて大変で、法律に追われています。いろいろな法律が幅広く出てきますし、改正されるし、閣議決定でせっかくできたものがチャラになるような事態もありまして、消費者問題も法律問題が多くなってきました。よろしくお願いいたします。

(松永委員)

テルモ社外役員の松永と申します。昨今のコーポレートガバナンスコードの改革によって社外役員もいろいろな研修とかたくさん出て、今ガバナンス強化に努めております。どうぞよろしくお願いいたします。

(北川議長)

議長の北川でございますが、よろしくお願いいたします。

それでは、今日は古賀申明委員と湯浅誠委員がご欠席でございます。

それでは、第46回の市民会議を開会させていただきたいと思っております。

### 3. 村越進日弁連会長挨拶

(北川議長)

まずは、村越日弁連会長からご挨拶をお願いいたします。

(村越会長)

村越でございます。大変お忙しい中、市民会議にご参加いただきありがとうございます。また、北川議長には早稲田大学の名誉教授にご就任されたということで、おめでとうございます。それから、清原委員には、4期目のご当選誠におめでとうございます。ご苦勞様でございます。

一言ご挨拶申し上げますが、何か言いたいことはいっぱいあるんですけど、時間はそんなにありません。このところ、日弁連は院内集会を頻繁にやっております。一つは6月3日に、「司法修習生に対する経済的支援」というテーマでやりまして、参加者が390名でした。国会議員の先生方、ご本人が49名、代理の秘書さんが80名参加され、それから賛同のメッセージを寄せてくださった議員さんが、今までで合計200名を超えました。なかなか困難な課題ではあるのですが、少し前に進めるような雰囲気になってきたのかなという気がしております。

ご存知のとおり、法曹養成制度改革推進会議が7月15日期限でございまして、それまでにいろいろな取りまとめがなされるわけですが、先日は法曹人口といいますか、司法試験合格者について、当面年間1,500名程度という取りまとめ案が示されました。我々としては、最後の取りまとめの中に何とか修習生に対する経済的支援というものについても、もうお終いではなくて、切り捨てではなくて検討していくんだ、ということを入れてもらいたいということで、今いろいろとお願いをしているところでございます。

また、本日は「安保法制を問う」という院内集会を先ほどやってまいりまして、こちらは国会議員ご本人30名、秘書さん22名、全体で190名参加でございました。どうしても野党、民主党、共産党、社民党の先生方が多かったのですが、唯一与党から自民党の村上先生がご参加され、大変熱弁をふるわれて非常に感動的なお話で、あれを聞いただけでもよかったかなと思っているわけです。

法案反対の署名運動をずっとやってきておりますので、26万筆を超えた署名を本日、衆参両院の先生方にお預けして、衆参両院に提出をしていただくということをお願いしたところでございます。そういうことで、法曹養成、憲法と安全保障法案、なかなか大変なところを今両面作戦という形でやっているわけでございます。

今後のことについて言えば、私の任期も4月に2年目に入ったと思ったら、もうあっという間に10か月を切りました。あと10か月で何をどこまでやるか、ちょっとメリハリをつけなければいけないなと思っています。具体的にやりたいこととして、やはり市民に対する法律サービスをもっと充実するために、弁護士会の法律相談を一層活性化することで、全国の弁護士会をつないだ24時間インターネットの法律相談の予約システムを何とか年内に導入したいなと思っています。

それから一方で、弁護士の不祥事が続発するので、この対策をしっかりとやりたい。同時

に、メンタルのほうでちょっと弱ってしまって、仕事をほったらかしたりして問題になっていくというケースもかなりありますので、会員に対するサポートとして、会員の、あるいは会員家族も含めてでしょうか、メンタルヘルスの相談というものについても、日弁連で年内秋ぐらいには何とか全国的に相談できる体制をつくりたいなと思っております。

あとは、広報活動や研修をやはりしっかりやっていかなければいけないであろうと考えています。今年の予算で、研修費用に1億円ぐらいは充てて、いろいろな研修をやっていますが、この際、会員サービスと割り切って全部無料にしようとかいうようなことも考え始めております。残された10か月、やれることはいろいろ取り組んでいきたいと考えておりますので、引き続きのご指導をよろしくお願いいたします。

(北川議長)

ありがとうございました。

#### 4. 議事録署名人の決定

(北川議長)

それでは、議事録の署名人をお願いしたいと思うのですが、井田副議長と清原委員を指名したいと思いますが、よろしくお願いいたします。

#### 5. 議事

議題①日弁連の国際活動への取組について

(北川議長)

それでは、議題に入らせていただきますが、お手元に配付されている議題のとおりに進めさせていただきます。それでは、第1の議題として「日弁連の国際活動への取組について」を検討したいと思います。まず、大村恵実国際室長にご説明をいただきたいと思いますが、15分程度ぐらいでよろしくお願いいたします。

(大村国際室室長)

お時間頂戴しまして、ありがとうございます。大村恵実でございます。日弁連の国際活動について、本日は、二つの側面からご説明を差し上げます。一つは、弁護士会の活動という側面、もう一つはリーガルアクセス拡充の観点からの会員の国際業務推進に関する取組という側面からでございます。

まず、はじめの弁護士会の活動という側面ですが、これには大きく分けて、三つございまして、国連の経済社会理事会の協議資格を日弁連はもっておりますので、それを利用した国際人権活動、それから他国の弁護士会との国際交流活動、三つ目は、法整備支援などの国際協力活動、こういった活動を行っております。

事前配付資料の5/20のところの説明されておまして、お手元の弁護士白書の209ページ以下にもご説明をしております。

弁護士会の国際活動という側面は、大きく分けて以上の三つなんですけれども、第2の

リーガルアクセス拡充の観点からの会員の国際業務推進に関する取組というところについてご説明をします。

国際業務と申しました時に、大体どういうことを想定しているかと申しますと、私は五つに分けて考えておりまして、まず、日本に弁護士がいて、例えば在日外国人や在日の外資企業などに対してリーガルアドバイスを提供するという。それから日本に弁護士がいて、インバウンドとアウトバウンド、インバウンドというのは、対日投資をする海外企業に対するリーガルアドバイスや、在外邦人が日本の裁判所で何か権利を実現したいといったようなときの外から日本にアクセスを求めてくる場合ということが考えられます。それから、アウトバウンドというのは、日本の企業が海外展開をする場合のリーガルサービスの提供ということです。

今の三つの類型は、日本に弁護士がいる場合なんですけれども、それ以外に海外に実際に弁護士が出て行って活動するというのも国際業務に入るというふうに考えられます。法律事務所の中には既に海外拠点を出しているところもございまして、海外の法律事務所を通じて、日本の法律事務所の海外拠点を通じて在外企業や在外法人に対するリーガルアドバイスを提供するということがあります。

それから五つ目としては、法律事務所ということにこだわらずに、既に海外の国際機関などを活躍の舞台として、弁護士が活動する場合の活動ということが、国際業務として大きく考えられるものです。

その会員の国際業務推進ということなんですけれども、その柱というのは、やはり一番大きなものは、リーガルアクセスの拡充ということです。それから情報収集と発信、そして国際業務に対応できる人材の育成、こういったことに取り組んでおります。

リーガルアクセスの拡充という部分なんですけれども、例として一番わかりやすいものが、中小企業の海外展開支援弁護士紹介制度です。それが、事前の配付資料の 2/20 にございまして、こちらは 2012 年の 5 月から実施しておりまして、全国 9 か所で今行っております。こちらは、海外展開をしようとしている中小企業に対して法的なアドバイスを行うというもので、初回 30 分無料ですとか、それ以降 10 時間まで 30 分ごとに一律料金というわかりやすい体系で、リーガルサービスを提供するという試みを行っています。

その他に、外国人ローヤリングネットワークというのがございまして、こちらは弁護士の任意で加入している団体なんですけれども、ここは日本にいる外国人に対するリーガルサービスの提供ということに力を入れておりまして、日弁連も共同してセミナーを行うといった取組をしております。

国際業務推進に関するもう一つの大きな取組としては、情報収集・発信というのがあるので、こちらは海外の弁護士会などの国際業務推進の取組に関する情報を収集し、それを会員に向けて発信したり、またクライアントである企業、中小企業や個人に向けて発信したり、ということを行っています。その例が 3/20 に入っております、こういったパンフレットやチラシを中小企業向けにつくっています。

最後に、国際業務に対応できる人材の育成ということも、国際業務推進とその先にあるリーガルアクセス拡充ということについては非常に重要な側面として、日弁連は会員向けの英語研修教材を独自に開発したり、会員向けの推薦留学制度を作ったりして、できるだけ外で勉強する機会をつくるということに取り組んでいます。

また、国際会議に若手の弁護士を派遣するという取組を行っています。国際会議というのは、交通費とか宿泊費がかかるだけではなくて、登録費も非常に高いものですから、それを若手弁護士のために弁護士会が負担し、補助して、海外での法律的なディスカッションに触れるという機会を若手に提供しております。こういったことによって国際業務に対応できる人材を育成しており、それがひいてはリーガルアクセスの拡充につながるというふうに考えております。

最後の国際会議への若手派遣支援のチラシが「国際会議に行こう。」というチラシで、7/20で付けています。

今後に向けてなんですけれども、国際活動を日弁連もいろいろしてまいりましたが、実はポリシーというのをきちんと作っておりませんでした。そのために今年の4月に、国際戦略会議というのを設置しまして、執行部が中心になってきちんと会務執行方針の中で国際戦略を位置づける、きちんとポリシーをつくるということを決定いたしました。

この国際戦略、今これからまさにつくろうとしているところなんですけれども、柱となりますのは、やはりリーガルアクセスのさらなる拡充、国際人権活動の充実や国際活動強化のための基盤整備、インフラ整備ですね。例えば、国際会議を誘致したり、国際仲裁センターをきちんと誘致したりする、香港やシンガポールなどはかなりこの分野に力を入れておりまして、日本も負けないものをつくっていくということに、日弁連がしっかり注力するということですね。

それから、国際活動というときに必ず重要になりますのが、やはり意思決定プロセスにおける多様性の確保ということでもあります。これも国際活動の中心的柱として、今後戦略の中に盛り込まれるようにと考えております。

会員個人の国際競争力を高めて人材の輩出、マッチングということを拡大していき、リーガルアクセスの拡充がさらになされるということを目指していくのが、今後の方針であるかと思っております。以上が私から、簡単ではございますが、日弁連の国際活動に関するご報告でございます。

(北川議長)

ありがとうございました。

(大村国際室室長)

留学支援は、先ほどの人材育成の中で申しあげましたけれども、人数は延べ50名ほど、日弁連から推薦するという形にしておりまして、通常のアプリケーションプロセスではなくて、日弁連の会長の推薦状を付けて、ロースクールに派遣しています。

派遣先は、例えばニューヨーク大学のロースクール、それからイリノイ大学ロースク

ルやUCB、カリフォルニアバークレー大学ロースクールなどに派遣をしております。

(北川議長)

よろしいですか。それでは、委員の皆さんからご質疑をいただきたいと思いますが、どなたからでもどうぞ。

まず、前提で、この国際戦略会議というのが設置されてということで、最近日弁連さん頑張っこのをいろいろ作って広めていただいていると思いますが、これはどういうメンバーで、どういうことをするか、トータルとしてはさっきおっしゃったように、理念を確立するか何か、方法論をちゃんとしていきたいというようなことで作られたんですか。

(大村国際室室長)

そうですね。きちんと執行部が主導で戦略を作っていく、国際活動を推薦する、というためにつくりました。

(北川議長)

これができたそうでございます。それと、会長と事務総長はちょっと所用があつて少し席を外されるということで、ご了解ください。

フット先生から。

(フット委員)

日本の法律事務所が少しずつ中国ですとか、香港ですとか、支店といいますか、ブランチオフィスを設けているようですが、それに関して、日弁連の国際室はそういったサポートといいますか、研修なり、アドバイスを行っているのでしょうか。

(大村国際室室長)

直接的に、例えば法律事務所の支店の開設に関するアドバイスを行うということはしておりませんが、資料で言いますと、1/20の資料の一番右下のところに、海外業務研究会というのがありまして、その海外業務研究会は大規模事務所で、主に海外拠点を設けている事務所の任意の団体なんですけれども、そちらと日弁連は情報共有をするということはしております。

(フット委員)

そういう拠点を設けることに関して、日弁連のスタンスは、あるいはその共同事業とか、さらなる外国法事務弁護士と弁護士との共同事業などに関して、それも結局国際室も関係してくるのでしょうか。

(大村国際室室長)

はい。外国法事務弁護士制度につきましては、現在、外国法事務弁護士制度に関する検討会というものがありますので、そちらに日弁連も法務省とともに事務局として参加をしております。

(フット委員)

スタンスとしては、私は古い人間で、80年代は日弁連は正式にそういうスタンスであつ



たかどろかはともかくとして、相当抵抗があった時代を記憶しておりますけれども、現在はどういうスタンスで、また海外の拠点を設けることに関して、その日本の法律事務所が拠点を設けることに関してのスタンスについても、どんどん海外にも行ってほしい、というものかどうかということです。いかがでしょうか。

(兼川事務次長)

外国法事務弁護士をどう見るかというスタンス、確かに昔は来てほしくないというところから始まり、外国法事務弁護士を受け入れて、その職務要件などもどんどん緩和してまいりまして、現在、検討会では、もっと職務要件を緩和するかというようなことが話し合われているわけです。大規模な事務所と申しますか、大きな事務所で職務要件を緩和しても、それほどユーザーには問題が生じないのでしょうかけれども、そうではなくて、個人で事務所を持たれて、個人の外国人の方にアドバイスをするというような仕事をされる方もかなりいることや、1人で事務所を持っておられる先生も60人くらいいるということもわかりまして、そういう場合に、そんなに職務要件を緩和するというのが、依頼者のためにはならないのではないかと申すスタンスは現在一応持っており、そういうことも検討会の中で実情を説明し、皆さんの意見も聞きながら考えていこう、というようなことでやっております。

(三宅副会長)

今は、外国で3年間、実際の資格を取った国で3年間仕事をした人が原則的に日本に来て、その当該国と関連する法規について仕事をしていいと、そういう要件なんですね。そのうちの1年は、日本で大きな事務所に雇われて仕事をしたというのを参入してよいということですから、実質2年海外で仕事をしてくれば日本の国内で事務所を開けると。

また、大きな事務所に併設して外国法事務弁護士の事務所をつくるというのが一般的ですが、地方では、1人でその法律事務所、例えばブラジルの人たちがたくさん住んでいるようなエリアで、ブラジルの国内法としての処理をできるようなことで1人で事務所を設ける外国法事務弁護士という方も、今のお話ですと日本で調べると60人ぐらいいらっしゃると。その辺に、地域の弁護士会で監督することができるかどうかということも考えながら、しかしかなりグローバルになってきていますし、日本で働きたいという人たちもいらっしゃるのです、そういう人たちはぜひできる限り日本で受け入れたいという、そういうようなところで調整しながら制度を運用していると、そういうことですね。

(清原委員)

質問させてください。外国の弁護士の資格を取られた方は、日本でお仕事をされるときというのは、日本の弁護士資格はお持ちではないので、海外の弁護士資格をお持ちだということを証明するあり方というのは、何か共通のものがあるのかどうかということと、日本人の方で海外の弁護士資格をお持ちで、海外で実践も積みつつ、日本で海外の法律に精通した弁護士としてご活躍をされる場合に、日弁連との関係はどのようになるのかということが一つ。

あとは 1/20 で、例えば国際機関登用に関してセミナーをされるということで、日本の弁護士資格を持っていらっしゃる方が、それを一つの資格、あるいはメリットとして国際機関に、弁護士資格を活かした事務局員とか専門家とかということでお勤めされているケースをどのぐらい把握されているかどうか。いずれにしても海外の弁護士資格をお持ちで日本で活躍されている方の把握と、それから日本の弁護士資格をもって国際機関とか海外で活躍されている方の日弁連としての把握の状況を知りたいなと思いました。

私は、日本で弁護士活動をするときには、必ず弁護士会に登録しなければいけないと承知をしているのですが、海外の資格をお持ちの方は日本で活躍されるときに、登録をされるというときにどういう資格というか、立場というか、そういうことになるのかならないのか、その資格のことについて、ちょっと気になりましたので教えていただければと思います。

(北川議長)

はい、どうぞ。

(兼川事務次長)

外国法事務弁護士の登録に関しては、弁護士白書の 99 ページから見ていただければいいのですけれども、外国法で弁護士資格を持っておられる方が日本で弁護士業務をしようとする場合には、まず最初にちゃんとした資格をお持ちかどうかというのを法務省で承認の手続を受けるんですね。そこで、どここの国の資格をお持ちかということがまず法務省で承認されると、その後に、今度は日弁連に対して登録の手続をされるということになるんです。そこで、日弁連の中にある外国弁護士及び国際法律業務委員会というのがございまして、そこで資格の審査をしております。

そこで資格の審査を受けた方は各弁護士会に外国法事務弁護士として登録されると、その外国法のみ日本国内で法的サービスが提供できるという仕組みになります。

(北川議長)

それは世界スタンダードはあるわけですか。

(兼川事務次長)

大体同じような形で登録されると思っておりますけれども、イギリスなどでは誰でもできるんですね。割と簡単に、そういう要件とかがいろいろなくてできますけれども、いろいろな国があって、日本の場合は先ほど説明したように、3年その原資格国での経験があり、そのうち1年は日本国内の経験で代替できるわけですがけれども、外国の場合だと直前の5年間の職務経験がなければだめだとか、それから、フランスなどですと、やはりフランス語で試験を受けてならなければだめとか、結構いろいろな制度があって、どうもスタンダードというものはないのではないかと、現在のところ日弁連としては考えています。そういう形で登録された方が、国内でその外国法について法的サービスを提供されるというのが今の流れでして、現在全部で 380 人ぐらいの方が登録されております。

登録状況としては、この 100 ページに載っておりますけれども、弁護士会としては東京

三会が圧倒的に多く、国籍で多いのはアメリカ合衆国も多いですが、日本国とって、日本人で外国の資格を取って外弁登録されているという方も76人いらっしゃるということでございます。

(三宅副会長)

日本の弁護士資格で国際機関で働くということ、大村さんが話をされるとちょうどいいんじゃないですか。

(兼川事務次長)

そうですね。ちょっとどんな感じか。

(大村国際室室長)

ご質問の第2の点ですけれども、まず日弁連として、日本の弁護士資格を持って現在国際機関で働いている方を体系的に把握するシステムというのは、残念ながら持っておりませんが、外務省の国際機関人事センターというところがございます、そこと協同しながらできるだけ情報を把握するように努めております。

現在、知的所有権機関 WIPO に1名、弁護士登録を外してしまったのですが、日本の弁護士資格を有する者がおりますのと、国連機関そのものではございませんが、エネルギー憲章事務局というところに1名おります。

自分のことになりまして恐縮ですが、私自身が国際労働機関 ILO のジュネーブ本部で働いておりまして、その際には日本の弁護士として働いておりました。日本の弁護士資格がメリットになるかどうかという点なのですが、日本法そのものを国際機関でプラクティスするというわけではありませんので、その意味では、日本法を使ってという局面はないのですが、ただ、日本の司法システムの中で研修所で教育をきちんと受けて、日本で弁護士として働いたという実務経験は、国際機関の業務に大変役立ったと考えております。

(清原委員)

どうもありがとうございました。

(北川議長)

よろしいですか。では、中川委員、お願いします。

(中川委員)

私は、リーガルアクセスとさっきお話のありました点について、少し意見を言わせていただきたいと思いますのですが、この問題は、もっとマクロで、かつグローバルな視点で考える必要があると前から思っておりまして、ちょっと話が上段になるかもしれませんが、お許しいただきたいと思うのですが、今、日本の企業がどれぐらい海外に出ているかというところからちょっと考えたいのですが、わかっているだけで2万5,000社ぐらいだと。これは経産省とかいろいろな資料、もっと本当は多いのではないかと思うんですけどね。2万5,000社ぐらいが出ているというか、海外との接触、投資も含めまして海外事業に関与しているということなんですね。

そこで雇用されている人が何人ぐらいいるかと。これは現地の人も含めると五百二、三十万人いるだろうと言われております。もちろん、その中に日本人もおるとは思います、1割か2割ぐらいは、家族を含めるともっと多いと思うのですが、何十万人という日本人が海外、各地で働いている。

もっとも、海外といいましても、あちこちばらまいているわけではなくて、一番多いのは西安地域です、それからアメリカ、欧州という順番に、中国になるわけですが、そういうところで大勢の日本人、たくさんの企業が結局経済活動をしているというのが現状です。

それで、とりわけ注目しなければいけないのは、物の売り買いですね。輸出入と、それからいわゆる資本収支といいますか、配当金をもらったり、金利をもらったり、ロイヤリティをもらったり、そういう取引があるわけですが、今の日本の現状は、貿易取引、物の売り買いは赤字ですね。昔は日本は貿易で輸出で食べていたんですけど、今は逆転しまして、輸入のほうが輸出より多い。だから赤字なんです。

では、何で食っているかという、配当金収入なんです、主たる収入は。つまり海外で進出した会社から得られる配当金収入、あるいはロイヤリティ、その他、そういうものが非常に増えております。これで経常収支が黒字になっているというのが日本の現状です。これは、日本の経済構造、産業構造が完全に変わったということを意味しておりまして、ここはなかなかわれわれ頭の切り替えができないのですけれども、昔とはもう違うんだよということなんです。

これを法的な面から見ますと何を意味しているかということなのですが、要すれば、特に弁護士が提供する法律サービスが、海外にみんな行ってしまったということなんです。要するに、海外で日本の企業は活動し、そこから収入を得ているわけですね。

ということは、法的サービスの対象が海外へシフトしている。国内はそういう意味では空洞化している、そういうことを意味しているわけです。この傾向は、今後ともどんどん大きくなっていくだろうと、ならざるを得ないと言われておりますし、私もそうだろうと思います。

海外で生じるいろいろな法律問題、これはかなり現地法の問題がありますから難しい。それから、準法的な問題も含めて、日本とは違う難しさ、そういうものと、進出している日本企業は日夜たかっているわけですが、相談する人がいないんです。現実問題として、これが実態なんですよ。

この現象は、実は日本だけではなくて欧米も同じだったんです。欧米も海外に進出するときに、そういう現象を起こしまして苦しんだわけですが、彼らはどういうふうに行ったかという、弁護士を先に行かせたんです。その進出する国に法律家が先に行きまして、そこで法律の調査をし、インフラもつくっておく、どうぞ来てくださいと。問題があれば私たちがアシストしますからというやり方なんです。特にアメリカはそうでした。

例えば、私が 20 年ぐらい前にベトナムに行ったときも、まだ弁護士制度はないんです。

社会主義から資本主義経済に変わった国ですから、制度はない。だけど将来できるだろうということで、弁護士ということではなくて、コンサルタントという名目で、何人かの弁護士さんが出掛けて、そこでいろいろな法律を調査し、契約書をつくり、ひな型をつくり、待ちかまえている。そこへアメリカの企業が進出をしていくというスタイルなんですね。

これは中国でも同じやり方をアメリカはやっておりました。ということでなるほどなど、これが欧米流のやり方かと僕は感心したことがあるのですが、そういうことで、彼らは乗り越えてきたんです。

今、ご存じのように、欧米の弁護士事務所は、もうグローバルですよ。大変なネットワークつくる。蜘蛛の巣みたいにネットワークをつくって、これは白書にもありますけれども、3,000人とか4,000人の弁護士さんが、世界のどこでも提携、何かどんな国で問題が起こっても対応できるというシステムをつくっているわけです。

それと、今の日本の現状と比較しますとどうでしょうか。かなり遅れているというか、例えば日本の国内の企業がどこかへ進出して、そこで問題が生じたというときに、どこに相談したらいいんですかね。するところがないんですよ。

つまり、拠点がいないわけです。せいぜい4大事務所とか、ああいう渉外事務所が提携している先を紹介してもらおうとか、その程度でやってありますし、大手の企業は、ご存じのように日本の弁護士さんを飛ばして、自分で直接ネットワークをつくり、それぞれの国との弁護士さんと直接の連絡をしているというのが現状ですね。

これはちょっといろいろな意味で、日本の法律サービス業界、アクセスが非常に世界的に劣っていると言わざるを得ないし、そののところをしっかりと認識することから始めるべきだというのが、ちょっと大上段ですけども、私の意見なんですね。

そのためにどうしたらいいかというと、やはり第一番目に大切なのは目標設定だと思います。さっきおっしゃった戦略形成というか、弁護士の国際業務をどういう目的を設定するか。これは非常にわかりやすく言えば、自国の企業、個人、何でもいいんですけど、海外にいる自国の国民に対するリーガルサービスは、自国の弁護士がやると、これが一番わかりやすいと思います。そんなことは、全部できるわけでも何でもありませんけれども、目標としてどこに日本の企業なり個人がおろうと、その人たちに対するリーガルサービスは日本の弁護士がやる、やれるようにするという、やはり一番大きな目標を立てるべきではないかと思いますね。

そのためにどういう戦略が必要なのかと。どういう阻害要因があって、それをどうして取り除けばいいのかというやはりしっかりした研究、情報収集、大きな目標とそれに対する戦略、これの形成をやっていただく必要が、それでも相当遅れて、中国とか韓国よりもはるかに遅れている感じはするんですけども、やはり追いついていくという、そのためには、やはりさっき言いました現状認識をしっかりとって、その上で大きな目標に向かっていくという、何かそういうムードというか戦略というか、そういうものをぜひつくっていただきたいというのが私の感じで、ちょっと話が大きすぎてということもあるんだけど

ど、やはりそれぐらいのことでやっていかないと、こういう些末なことをいくら積み上げても、ちょっと諸外国には対応できないという感じを持っております。

(北川議長)

日弁連会長に代わって大村さんかどなたかどうぞ。

(三宅副会長)

私のほうから。

(北川議長)

副会長、どうぞ。

(三宅副会長)

今グローバルなお話をいただきまして、実は私も 30 年前に鄧小平が対外開放したときに、川島武宜東大名誉教授を団長にして、私の事務所の原後山治が事務局長になって、弁護士と公認会計士、約 80 人を連れて青島で 1 週間セミナーをやったことがある。

そのとき来られたの方で、興味ぶかかったのが黒竜江省で昨日まで人民解放軍で鉄砲を撃っていた人、今日から弁護士だとかいって弁護士で来られる。それで 1 週間やりました。そのとき私は専門家で情報公開をずっとやっていたのですが、情報公開というなど言われました。スパイと間違えられるからと。

でも、私は幸いなことに国内の事件だけで生活もできましたので、それ以降は、ちょうど天安門もありましてね。やらなくなったのですが、でも 4 大事務所が積極的に中国に展開していったのは 1995 年からですね。私が一緒に 85 年に始めたときに一緒だった糸賀先生という中国法の専門家の人が、その後ベトナムも開かれたし、ロシアもいらっしやって、そういう先端的なことをされた方はいらっしやるのですが、残念ながら今まで日弁連が会を挙げてそういうような取組をしてきたことはなかったので、先ほど出ました国際戦略会議というのは、今のまさにグローバルな世界の状況の中で、産業構造も転換して、日本は外貨の獲得でしか生きていけないようなことになって、国内の基幹産業がなくなりつつあるというようなところで、海外に進出するものに対してどうやって弁護士としての法的サービスを提供するかということ、今かなり手遅れだとは思いますが、真剣にやらなければいけないなというようなことの自覚はあるのですが、先ほどのお話に出てまいりましたこの資料の中の 2012 年 5 月から実施したという 3/20 の日弁連中小企業海外展開支援弁護士紹介制度とあるのですが、2012 年 5 月から実施して、全国 9 か所でございまして、なおかつ資格要件が 4/20 に、紹介する弁護士というのが東京、神奈川、愛知、大阪、福岡、新潟、札幌地域に事務所のある弁護士のうち原則として国際的な企業法務、国内取引法務の経験が 3 年以上あり、海外留学等の経験があると、外国語能力のある弁護士を紹介しますという方が、全国的に散らばっているかということそうでもないし、海外でどこにいらっしやるかということについても、なかなかそういうデータとして、じっくり把握できるような量のものにまだなっていないものですから、まさに今法曹養成制度の中で、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめと、資料 46-1-5 にございま

すが、その中の7ページのところに海外展開の分野とございまして、今言いました日弁連中小企業海外展開支援弁護士紹介制度というのが、7ページの1の(2)にございますが、これが160数件ぐらいしかまだないという、非常に心許ないところで、私担当になってどこから手を付けていいかなと思っているところでございます。

でも、これからの若い弁護士が生きていくには、アジアで生きていくには、韓国も中国も展開が早いですから、それに負けじとやっていかなければいけないと。特に、これは法曹養成にも絡むんですけれども、日本のロースクールで3年やって、司法研修所に試験受かって1年やって就職するまで大体2年かかりますから5年間、外国法の教育を全くしない法曹養成制度などというのは、法曹養成制度としてはたして妥当なものかどうかというようなこともちょっと考えないといけないし、現状がそうであれば、とにかく一回弁護士会の中とか、またはロースクールで弁護士になった後、リカレントということで、もう一回教育を受け直すというようなことで、国際的な弁護士の法律業務のできる人、できる限り数多く育てて、急増で急場をしのぐぐらいでとにかくどんどん育てていかないといけないだろうと思っているのですけれども、ちょっとまだどこから手を付けていいか、正直言ってわからない状態でございます。

(中川委員)

これは、僕は、日弁連だけでは無理だと思います。やはり国策としてぶち上げないといけないですね。海外の国に対する法曹支援制度などやっていますでしょう。あれなどは政府が相当金を使って、国際機関との連携も密にしてやっていますけれども、ああいうふうには、企業に対するリーガルサービスが国として必要であると、そういう認識をやはり政府が持つべきだと思いますね。

そのために人材の育成をどうしたらいいか、拠点づくりをしたらいいか、そういうふうにしていかないと、日弁連さんだけではちょっと無理だと思います、この問題は。

(三宅副会長)

今の現政権というのは日本再興戦略という、昨年閣議決定で改定した中に海外の企業進出に対応するものとしての戦略をとることがございますので、企画を立てればお金も出やすいと思っていますので、できる限りそういう企画をきっちりしたものを立てて、直接日弁連にお金を渡すわけにはいきませんよということですから、JETROさんとか、またパッケージで法律のシステムを作り上げていくことだとJICAさんとか、その辺と組みながらある程度のビジネス展開をやるということを本気でやらないといけないときではないかなと思っているのですが、本当に手探り状態で。

(松永委員)

政府がクールジャパンを推進していて、そこにはリーガルの話というのはのっているのでしょうか。

(三宅副会長)

クールジャパンは...

(松永委員)

あれもまさにね。

(兼川事務次長)

実際のところは、法の支配をとか言っているのですけれど、そこについている予算はほとんどなくて、今年在外公館に相談に来る方に対して、法的なアドバイスをしたほうがいいという仕組みができて、顧問みたいな形で弁護士を在外公館で顧問契約したい、嘱託契約したいというような話があって、そこに一応 2,000 万ぐらいの予算が付いたというのが初めての話で、本当に緒に就いたばかりのいいところということですかね。

(松永委員)

でも、せっかくクールジャパンの流れがあるのですから、予算がつくというより予算を獲得するという発想があってもいいと思います。

(大村国際室室長)

よろしいでしょうか。法律サービスが海外に進出しているということに関して、国としても認識をというところなんですけれども、平成 26 年から法務省派遣事業というのが始まっておりまして、法務省が予算を付けて、リーガルリスクも当然海外に企業が展開する、在外邦人が増えるということにあたって変容しますので、こういった法的ニーズがあるのかということの調査事業を開始しております。

これは、初年度はタイ、インドネシア、シンガポールの 3 国に 3 名の日弁連の会員を派遣するということをしておりまして、今年からはその 3 国に加えてフィリピンが加わって今法的ニーズ調査を法務省と日弁連が人材を出してという形で行っております。まだ他国に比べると遅々とした歩みで、ようやく昨年からそのような制度が始まっております。

(中川委員)

拠点づくりというのは、結局、国と国との対立関係を生むんですよね。やはり自国でビジネスを増やしたいという、そこへ日本の弁護士さんが来てというのは、あまり歓迎されないでしょう。

そうするとやはり、そこで国と国との話し合いとか、日本で言うと外弁制度ですよね。そういうものをつくっていかねばいけないという非常に困難なあれがありまして、やはりその辺の問題がありますので、できるだけそういう国の力、政府を巻き込まないと難しいなというふうに、それをアメリカとかヨーロッパは、非常に初期の段階からやっております。

(フット委員)

確かに、外弁制度を設けるときは国と国との間の交渉も必要で、まさに中川委員のお話で、日本で外弁制度ができた、その交渉があった 80 年代のとき、アメリカ政府のスタンスは、法的サービスのマーケットということが一つでしたけれども、それよりも大事なのは、投資をしたりするために、アメリカの企業が日本に入ることの手助けをすることが重要な目的でした。日本に外国法事務弁護士がいると彼らが紹介役をつとめて、日本の制度はど



ういうものであるのかなどに関してアメリカ企業にアドバイスを提供することにより、日本への投資なり進出なりの手助けをする、ということですね。つまり、外弁制度の設立について、まさにビジネス全体の話としてアメリカ政府が望んでいたわけです。しかし、もう一つ重要な側面は弁護士像です。弁護士自身がどのような役割を果たしているかということです。アメリカは、だいぶ昔からビジネスファシリテーターというイメージの弁護士で、紛争解決よりもむしろビジネスを可能にして、投資アドバイスなどで、まさにそういうビジネスファシリテーターというタイプの弁護士が多いわけです。その数人かは、国と国との交渉の前から日本に来て、コンサルタントという名目などで、かなり積極的にビジネスエントルパネリアルで新しいビジネスを開いていきました。そのように熱意があり、しかもビジネスファシリテーター的な新しい弁護士像で、日本の弁護士がそういうような役割に入っていないと、いくら国としては支援しているとはいえ、むしろ自発的に弁護士もそういう仕事に取り組みたいというのも非常に大事であるとは、付け加えたいと思います。

(北川議長)

どうぞ。

(清原委員)

具体的な制度を思い出したのですが、私の友人の1人で、これは1990年代ですけれども、その勤めていた企業がニューヨークに進出したいんだけれども、その準備段階としてその友人を留学させて、ニューヨーク州弁護士資格を取らせて、そして準備をしたということです。その友人は日本に帰ってきて、名刺にニューヨーク州弁護士というのを刷っておりましたけれども、自分の企業だけではなくて、他の企業にも経験を生かすような展開をしました。

それから、もう1人別の友人は、やはり弁護士でしたけれども、ヨーロッパに進出したいという人を支援したいということで、自ら留学をして、日本の弁護士資格は持っておりますが、ヨーロッパの状況を学び直したということです。今回入学支援というのもメニューの中に入っていたのですけれども、先ほどのクールジャパンの取組も含めていますけれども、今資格のない人が外国の資格を取ることの支援ももちろんあるでしょうけれども、今、日本の弁護士としてご活躍の方で、とりわけ先ほど例を挙げられたアジアにおけるニーズが検証されて、確かにあると思われまますので、そうした場合に留学支援をして資格取得支援をして、どちらの状況もご存じの上で活躍する人材をいかに体系的に増やしていくかということが、この国際戦略の柱の一つになるのではないかなと、今皆様のいろいろなお話を聞いていて感じました。

遅いというふうに考えるのか、いや、まさに、今年戦略室をつくられたのですから、ぜひ日弁連の皆様だけじゃなくて、JICAとかJETROとかそういうところとの連携も有効です。今までもあるかとは思いますが、もっと大きな、例えば経団連の皆さんと連携するとか、連合の皆さんと連携するとか、何かそういう少し、本当にいい意味でナショナル

ルな動きにしていくことは、いろいろなニーズにかなうのかなと受け止めました。

(中川委員)

公設ひまわりというのがあるじゃないですか、日本で。ああいうパイロットプランとパイロットショップみたいなものは、日弁連の若手の弁護士さんとか、拠点にちょっと出してみるとか、そこで法的ニーズとか問題点を調査・分析させて、皆さんにその情報を伝えるとか、何かそれぐらいのことをお考えになれば、非常に出ていこうと考えている人は助かるかもしれませんね。JETROとか、外務省なども少し助けてくれる可能性もありますし、そういうものが出てくれば、その地にいる企業の皆さんも一緒になって協力すると思いますので、話は早いかもしれませんね。

(三宅副会長)

この間、個人的にミャンマー協会のほうに話を聴きに行きましたが、ミャンマーに日本企業が今進出してきて、保険制度がない。車がどんどん増えて、交通事故になって、死亡事故でも5万円ぐらいしか出ないと。そこに保険制度を入れたいと、日本の保険会社と組んで、弁護士派遣できないかなという話がちょっと出たんですけど、弁護士だけに行くパッケージだけとなるとなかなか難しく、例えば損保会社なり損保協会と一緒に進出るとか、何かそういうようなパッケージができるかなと思って、そこのほうを通じて政府からお金をもらっていかうような形だと、行きやすいのかなという感じは持っているのですが、ちょっとこの間話を聞いたところなので、ちょっとまだ日弁連のほうにどういうふうに具体的に提案できるかなとは思ったりしているのですが。

要は、アジアは今明治維新のような感じの、30年前の対外開放の中国もそんな雰囲気でしたけれども、ミャンマーなどは今明治維新だから、明治維新に日本人が外国から法律家を招請したように、今度は日本の若者がアジアの明治維新をやるんだという感覚があると、何かいいかなというのをちょっとひらめいてはきたんですけど。

(中川委員)

だから法支援整備でカンボジアとかミャンマーとかベトナムとか、ああいうところで日本の法律を支援してつくっていただいているじゃないですか。ああいうところがいいんじゃないかなという感じはしますね。そうすると、親日的な雰囲気もあるし、法律そのものが日本の制度に近いわけだから、弁護士さんもやりやすい。

(フット委員)

2点だけですけれども、海外の大学にも所属している立場で留学の話を知ると大歓迎ですけれども、しかし、日本の大学の教授として、せつかく日本にも法曹養成制度があつて、法科大学院においてもっと国際化を重視してもらわないと困ると思っています。まさにできたころ、当時74校あった法科大学院のそれぞれのスローガンと申しますか、宣伝でどういふ特徴があるのかを調べたところ、確かに国際化を挙げていたのは40数校でした。いろんなところで、しかも、中にはリップサービスのものもありましたけれども、しかし大部分はかなり本格的で、いろんなプログラムを展開していました。しかしながら、いつの

間にかそのような取り組みがだいぶ減ったり、あるいは消えたりしているところもあります。数年前、当時のアメリカンバーアソシエーション、アメリカ法律家協会の会長であったザックさんの話で、アメリカのロースクールの学生全員、ロースクールの間に少なくとも1学期間は海外で勉強すべきであるというふうに提案していました。それは実現するには相当時間がかかるだろうということを彼が認めていましたが、しかしそれだけ、アメリカはどこに行っても弁護士にとってグローバル化している時代に、誰も海外を知らなければいけないというスタンスでした。それとはちょうど同じ時期、日本の法科大学院はほとんど国際化が逆に減ったりしている時期でしたので、それも日弁連として、また法科大学院に対してプッシュしていただきたいと思います。

もう1点、国際人権の話もありますけれども、それも戦略会議で、これも極めて大事なテーマであるので、今まではすべてビジネス関連の話でしたけれども、国際人権も非常に大事な話で、確かに公設事務所で、港区にある公設事務所は外国人などのためのサービスを提供していると聞いておりますけれども、そういうサービスをぜひともサポートしていただきたいです。

(井田委員)

よろしいですか。一つ要望ですけれども、今フット先生がおっしゃったことに関係もあるんですけども、私前任地がベルギーのブリュッセルというところで、ハーグに複数の国際司法機関があって、よく取材には行くんですけども、日本人のスタッフとほとんど会うことがなくて、実際に、先ほどお話があったように、国際司法機関で働いている日本の法律家というのがすごくプレゼンスが少ないんだなということを思って、誠にもったいないというか、ちゃんとアプライしたら有能な人がいっぱいいらっしゃると思うので、ちゃんと活躍できる場所があるのではないかと。それは同じことが国連のジュネーブの人権救済機関もやはりスタッフが少ないということが言えると思います。

ですので、会議に行くのもすごく大事だと思うんですけども、そういう人たちを育てていくことで、また帰ってきてこうやって、その経験を役に立たせたりとか、そのままずっといることも日本の法律家としての国際貢献ということになるのかなと思います。

(北川議長)

よろしいですか。私が冒頭お尋ねしたのは、この国際戦略会議という、要するに基本フレームをつくって、哲学を持って、じゃあどうするかというのは、今、三宅副会長さんも手探りの状態というか、そういうことだと思うんですよ、正直なところ。だけど、法曹養成の観点からも、例えば公務員に任期付きに、外のアパッチ族がガンガンガン言っていて、それで実態として動き始めるという、それで体系だって組織ができてきた。福祉関係もそう。今度は外部ですね。

こういう哲学がないと、例えば大村先生や皆さんがそれぞれ頑張っていらっしゃっても、全体の背景を、お忙しいところよくわかるのですが、そういうタイミングじゃないんですか、今。

(三宅副会長)

そうですね。今まさに戦略的に、国際的に弁護士を派遣して、海外での企業のため、また国際人権のために、世界の主要な機関で働いてもらうということを全体のパッケージで考えなければいけない。

(北川議長)

国家戦略ですよ。

(三宅副会長)

はい。

(北川議長)

だから、松永委員がおっしゃったように、クールジャパンのような典型的ないい話に、体系立って戦略的にまだ取り組まれていない、その前の段階ではないかということをお願いしたいということですね。

(三宅副会長)

そういうことでございます。

(北川議長)

そういうことですよ。ぜひ、ご検討いただくということで、この項はよろしゅうございますか。

それではどうもありがとうございました。

(大村国際室室長)

ありがとうございました。

## 議題②選挙年齢の18歳引下げによって生じる法律上の問題点について

(北川議長)

それでは、第2の議題といたしまして、「選挙年齢の18歳引下げによって生じる法律上の問題点について」、検討していきたいと思います。まず、斎藤義房子どもの権利委員会幹事にご説明をお願いいたしたいと思いますが、よろしく。

それで、今、第1の議題が終わりまして、第2の議題の「選挙年齢の18歳引下げによって生じる法律上の問題点について」というのを検討するのに、斎藤先生からご説明をお願いしたいと言ったところへお入りいただいたので、よろしくお願ひしたいということと、もう一つ、さっきも事務次長の兼川さんとお話ししたんですが、選挙年齢の18歳引き上げか、引下げかという問題、これはなかなかナーバスなところですが、日弁連としてはこれ引下げと書いてある。引下げなんですかね。

(斎藤子どもの権利委員会幹事)

選挙年齢を引下げることについては、20歳から18歳まで下げるという意味ですが。

(北川議長)

選挙人口を引き上げるともいえる。

(斎藤幹事)

人口を引き上げる。

(北川議長)

だから、これをどうとらえるかというのは、日弁連としては統一見解で引下げになっているか、国の見方と齟齬があるのではという、そういう議論はどうかというのは、ちょっと議論したいところですね。兼川さん、さっきの引下げと引上げの議論、斎藤先生みえたから、おもしろい議論だったので少し紹介してもらえませんか。

(北川議長)

兼川さん、さっきの引下げと引上げの議論、斎藤先生みえたから、おもしろい議論

(兼川事務次長)

先ほど、事前打ち合わせをしているときに、18歳への引上げと私が言っちゃって、引き下げなのか、引き上げなのか、何かあれという話になりました。

(北川議長)

私が議論して、これは引下げと書いてあるし、私も論理的に言うと引下げかと思うけれども、気分的には上げだよねというところもある。なかなか、だから日弁連さんが言っていただくと、なかなかいいですよ、これ。

(斎藤幹事)

そうですか。

(北川議長)

余計なこと言いました。そんな問題ということでどうぞ。

(斎藤幹事)

ありがとうございます。まず選挙権年齢の18歳引下げ、これにつきましては、日弁連は、賛成というスタンスであります。それは若い人たちの政治への関心を高めるということと、それから国政に参画する機会を与えるということと、それから何よりも民主主義社会においては、多様な意見、多くの人の意見をできるだけ国政に反映させる必要があると考えていまして、そういう意味で若い人も含めてその意見を国政に反映させる機会をつくる、制度をつくるということについては、積極的な評価をすべきであると考えています。

特に選挙権というのは、国民にとって一番基本的な参政権の最たるものであります。これに関連して、東京地方裁判所が成年被後見人についても選挙権を認めるという判決を出しました。これを認めていないというのはおかしい、憲法違反であるという見解を出しました。この判決に私ども全面的に賛成しております。選挙権というのは国民にとって極めて重要な基本的なものである、それを軽々に制限してしまうとか、奪ってしまうということはあってはならないという東京地裁判決のスタンスに私どもも与しております。

つまり、成年被後見人という行為能力、物の取引については一定のハンディを抱えている人は保護されなければいけない、民法上保護しなければいけないというのはわかるのです。誤って物を売りつけられて大きな損害をこうむってしまうということは避けなければ

いけない。そういう意味では取り消して契約はないことにするという制度は、それは必要だと思うのですけれども、行為能力ということで契約締結上の制限がある人についても、国に対してどういう政治をやってもらいたいという意見表明は、権利として尊重されるべきだという発想については、私ども賛成の立場です。

そういう意味で、18歳、19歳の子どもたちにも一定の政治への参加を認めていくという方向については、進めるべきだろうと思っています。地方自治体の住民投票その他でも、テーマによっては15歳、16歳でも認めていいではないかという形で運用しているところもあります。例えば市町村合併で学校が統廃合されるとか、そういうような問題になりますと、中学生レベルでも認めてもいいんじゃないかとか、15歳でもいいではないかという議論も出ています。そういう意味で、子どもにとって、直接的に関係する事項について、当事者として、主権者として決定に参加させるということは、進めていだろうと思っています。そういう意味で日本はちょっと遅れていまして、もっともっと地方自治体レベルだけではなくて、国政レベルでもそれを進める必要があるだろうと思っています。

その前提として、そういう自らの意見をきちんと表明できる、そして形成できる能力を身に付けさせていく。ディスカッションする能力も含めて、自と他の関係をつくっていくコミュニケーション能力を育成する教育実践が、日本においてどこまで行われているかという点については、大きな疑問がありまして、これを進めなければいけないと思っています。

教育法学会でも主権者教育論とかいろいろな議論があります。主権者として成長していくための教育を教育現場でつくっていく、実践すべきであるという議論も、ずっと前から言われておりますし、ヨーロッパでは北川先生が言われるように、シティズンシップ教育が実践されているという状況がありますから、そういうことを実践していくべきだろうと思っています。

日弁連は、30年ぐらい前になりますか、校則問題を取り上げたことがあります。学校の規則の問題です。一方的に教師が校則をつくって子どもに押し付けてくる。スカートの丈からソックスの色から、ありとあらゆることを校則で決めて、これでやれという、それに違反するとその都度厳しく指導する、髪型も含めて全部指導していった。これは問題だということで日弁連は問題提起しまして、「学校生活と子どもの人権」という人権擁護大会のシンポジウムをやり、マスコミでも大きく取り上げられました。

その時提起した柱の一つが、子どもたちの議論で規則をつくらせたらどうかという提案でした。要するに、教師が一方的に押し付けるのではなくて、自分たちの規則を自分たちがつくるという実践をさせることのほうが大事だということを言いたかったのです。私どもは選挙権年齢引下げには賛成しますが、それを具体的に実効あるものとするための現場の教育のあり方、それも含めて改めて議論しなければいけないと思っています。

以上が選挙権年齢の引下げに関する日弁連の基本的な考え方でありますが、それに関連

させて、今政党の中で、民法の成年年齢の引下げとか、少年法の適用年齢の引下げということが議論として起こっておりまして、本年4月から自民党の特命委員会というのがつくられて、週に1回ぐらいのペースで議論が行われています。つい最近は、公明党にも年齢問題のPTができたという報道がなされています。

この公選法の改正法案は今年17日には成立するのではないかとされています。そして、来年の参議院選挙で実施されるということが報道されておりまして、そのときまでには少年法についても、その他関連法案についても、決着をつけてしまうというような勢いで議論を進めている動きがあります。

私どもは、民法の成年年齢についても、本当に大丈夫なのかなと思っています。引下げの前提となる条件が成就しているかどうかについては疑問がありまして、慎重に考えないといけないと思っています。例えば消費者教育の問題。消費者庁も心配して、法制審議会が民法の改正答申を出すときにもいろいろな意見が消費者庁からも出ましたし、消費者団体からも出たと思うのです。今でも、20歳になると、大学生の2年生ぐらいになると、ダーツといろいろな形の消費者被害が生じていて、消費者センターにも多くの相談が寄せられている。それはいろんな物を売りつけられてしまって、これを何とか取り消せないかという相談です。ですから成年年齢が引き下げられると、18歳になった途端にいろいろなところからの押し売りのような働きかけがあって、消費者被害が出るのではないかが心配です。

その辺の対策は十分できているのかという問題とか、さらに、家事法制の関係で日弁連が言っていたのが養育費の問題です。今大体20歳まで養育費を面倒みるというのが、家庭裁判所でも運用として行われていますけれども、民法の成年年齢が18歳になりますと、養育費についても18歳で打ち切りという形になりはしないかという不安があります。子どもを引き取った母親の側、経済的に必ずしも豊かでない女性親のほうが困難な状況になりはしないかという問題があり、その辺の対策は十分できているのだろうか等々、いろいろ心配があります。

また、少年法の関係にも影響を与えるのではないかとするので、日弁連はその点について危惧を表明しまして、本年2月に少年法適用年齢の引き下げに反対する意見書を出しました。

ご承知のとおり、法制審議会の民法の成年年齢引下げについての最終報告書を見ますと、確かに18歳というのが多数であった、基本的にはそういうふうになるのが妥当ではないかと思うが、その前提となる様々な条件については十分見極めてください、国会で慎重にそこは大丈夫かを見極めて、引き下げの時期を決めてくださいとしています。

かつ、注意書きがあって、民法について18歳に引下げる方向性は多数であったけど、これは少年法も同じように下げろということを言っているわけではありませんという注意書きが、警告的、忠告的に記載されています。

近年、少年事件で凶悪な事件が起こると、例えば川崎の事件などが起こりますと、少年法改正論がワッと出るのです。2000年ぐらいから凶悪事件とか重大事件が起こるたびに、

少年法が甘いとか、もっと厳しく刑罰を科さなければいけないとかという議論で、どんどん厳罰化してきました。今もその流れにあると思っていますが、本当にそれでいいのだろうかということを非常に危惧しています。

なぜ、この点を強く言うかという点、実は、重大事件を起こした子どもたちというのは、大変なハンディを背負っているということが、現場にいるとよくわかるのです。今日の資料の中に少年法の「成人」年齢引下げに関する意見書というものが付いております。それをご覧いただきたいと思うのですが、非行を犯した少年の特徴というのが、意見書の5ページの下の方に書いてあります。これを見ていただきますと、どういう子どもが非行に走っているかというのが、裁判所や法務省、日弁連の調査で明らかになっておりまして、2000年の少年法改正の直後に、裁判所、法務省、日弁連が、ほぼ同じ時期に発表しています。

日弁連は、非行少年のグループと一般高校生のグループと対比してアンケート調査したのですけれども、非行少年群のほうに虐待経験が多いという結果が明確に出ました。家庭裁判所に2回以上行っている少年ほど、虐待経験が多い。これもはっきり出ました。この調査は東京大学教育学部の広田教授に分析してもらったのですが、きれいに出了ました。学校との関係で言うと、学業についていけない、勉強がわからないという回答は圧倒的に非行の子どもたちが多く、地域との関係では、近所でイヤな噂を立てられたという回答率が高く出ました。

家庭裁判所調査官研修所のほうでも具体的な分析をして、「重大少年事件の実証的研究」というレポートを発表しております。そこでも単独で重大事件を起こした少年というのは、自殺未遂または自殺願望が多く認められる、現実的な問題解決能力が乏しい、さらに、自分はだめな人間だという観念が強くて、強い劣等感を抱いている。これが家庭裁判所の調査官研修所の分析です。

それから法務省の法務総合研究所が少年院在院中の子どもに対してアンケートをとって、そこでも7割以上の子どもが家族以外の者、または家族による加害行為を体験した、つまり、虐待や暴力行為を受けていると回答している。

それから、最高裁判所家庭局が発行している「家庭裁判月報」の2006年12月号に、京都大学の十一教授という精神科のお医者さんの論文が載っています。この論文を私も読んで大変ショックだったのですが、少年院在院中の5割から8割の子どもが、広汎性発達障害的特徴が認められたと書いてあります。もちろん広汎性発達障害の子どもが事件を起こすという因果関係があるとは言いません。私どももそんなこと考えていません。そうではなくて、広汎性発達障害的特徴がある子ども、その子どもの特徴を周囲の大人がわかっていない、理解していない。そのために周囲の大人がどう対応していいかわからない。その方法は専門家であればわかるのです。こういう広汎性発達障害の子どもはこういう特徴があるから、こういう対応をしないとイケませんと教えてくれます。そういうことがわからないから、この子は変だということで周囲の大人が間違った対応をしてしまい、子どもが



追い込まれて事件が起こる。

最近の事件でも、人を殺してみたかったとか、理解できないような発言をするケースの子がいます。そういう子は、猫の首を切ったりとか、小さいころからちょっとした変わった行動をとっています。それをまわりの大人が気づいてあげて、専門家に相談して、その子にふさわしい対応をしていれば、重大な事件を起こさないで社会人としてやっていけるのです。広汎性発達障害を持った人で大学の教授になった方もたくさんいらっしゃいます。知能指数が高い人も多いですから、そういう意味で社会生活を営める能力を持っている子であるはずで、周囲の大人がきちんと手当をしなかったことが事件につながっているということが明らかになっています。

つまり、非行に走っている子ども、特に重大事件を起こした子どもは、虐待を受けたり、いじめを受けたり、地域でもいろんな迫害を受けたりして、自己肯定感が低くて、自分なんか生きていてもしょうがない、生きていてもしょうがない、もう死んでしまいたいと思っている子が多いのです。死んでしまってもいい、生きていてもしょうがないと思っている子どもに「罰を与える」と言っても、非行を思いとどまるわけがありません。死にたいと思っているのですから、「そんなことやったら死刑だ」といわれても、思いとどまるわけがないのです。

非行を起こした子どもに接している現場の人たちは、「罰ではだめです。子どもを受け容れて、支援と教育をするしかない。」と、皆さん言うわけですが、それが少年法の手続です。罰ではない。その子どもの立ち直りのための支援や手当をする。それがその子を立ち直らせて、新たな事件を起こさないようになる。再犯を防ぎ、被害者を生まないという結果になる。それこそが本当の意味での社会の安心・安全につながるということです。それが少年法なのです。

そういう立場で考えますと、つまり少年法の年齢を下げるということは、ハンディを持った子どもたちが社会的に自立していく教育なり支援なり手当を受ける機会を減らしてしまうことです。それは新たな事件を起こし、被害者を生むこととなります、というのが弁護士会の立場です。

現在、検察庁に送られている、つまり事件を起こした少年の 43%、4 割以上が 18 歳、19 歳です。18 歳に引下げると、その 18 歳、19 歳が家庭裁判所の手続に行かないで刑事裁判の手続に回されます。検察庁の今の事件処理の実態を見ますと、起訴猶予が 68%なんです。つまり、7 割近くが起訴されないのです。刑事裁判は今減っています。地方裁判所なり簡易裁判所で刑事事件に付せられるケースが減っているのです。というのは、検察庁のほうで起訴しないのです。

それでは起訴しないとどうなるのかといえば、そのまま社会に戻します。何も手当しません。家庭裁判所であれば、調査官がいて、きちんとした調査をする。家庭状況の調査をする。鑑別所で子どもたちの資質の鑑別をする。そして、この子どもがなぜこういう事件をおこしたのかという原因の分析をする。そういう手続を経て、その子どもにとって何が

ふさわしいかという処分を決める。それによってこの子が立ち直れるという機会をつくっていくのですけれど、18歳、19歳にはそれがなくなってしまうのです。刑事裁判手続では、起訴猶予になれば社会に放出して、自己責任に基づき、後は自分で考えなさいという手続です。それで本当にいいのでしょうか。それが本当の意味での日本社会において、本当の意味での安心・安全の社会になるのでしょうかということを問うているわけです。

日本社会は少年事件が極端に少ない。ヨーロッパやアメリカなどの先進諸国から、何で日本の少年はこんなに事件を起こさないのかと言われていたぐらいです。日本の社会は、伝統的に、子どもに対してあたたかいまなざしを与え続けてきました。教育、福祉、そして立ち直り支援という発想で子どもと向き合う。それが基本だという立場にありました。その結果が、我が国は世界の中でも、驚くばかり少年事件が少ないと言われ、世界から注目されているわけです。

アメリカは厳罰化を進めてきましたが、近年、これではだめだとして見直す動きが出ています。ダニエル・フット教授はご存じですが、犯行時18歳未満の者に対しては死刑を禁止するという判決を、アメリカ連邦最高裁判所が出しました。その理由は、われわれが考えていたところとは違った切り口で、脳科学の進化です。子どもの脳と大人の脳は違うということが、近年MRIによる分析で解明されたというのです。要するに、24歳位までは実は脳というのは固まっていない、ものの弁識能力その他をつかさどる脳の分野は24歳位まで成長過程にあるから、18歳未満の少年の犯行に死刑を言い渡すのは残虐な刑罰にあたるという判断をしたのです。

つまり、いろいろな意味で新しい知見が生まれており、若者に対する特別な手当や配慮の必要性が強まっていて、アメリカでもそういう動きになってきたということをお話ししたいと思いました。

ちょっと長くなりすぎましたことを、お詫びいたします。

(北川議長)

ありがとうございました。

今の斎藤先生のお話のことについて、ご質疑をお願いいたします。どうぞ。

(清原委員)

ご説明ありがとうございました。18歳に選挙年齢になるということについては、例えば三鷹市の実践では、自治基本条例で、住民投票の請求については18歳の皆様から請求を可能であるようにしております。また、審議会や市民会議の市民委員をお願いする場合、18歳以上の市民の皆様ランダムサンプリングで市長から、もし審議会や市民会議の市民委員の欠員が出たときには、それをお引き受けいただけますかということをお願いをして、予めご了解いただいた方を名簿に登録して、審議会等に欠員が出たら、順次委員の就任をお願いをしています。そのときも依頼するのは18歳以上にさせていただきました。

そうしましたら、審議会や市民会議、今までの公募制だと10代の方はほとんど委員に応募されることはなかったのですが、三鷹市の場合には、10代の大学生の方が参加していた

だけるとか、そういうことが実際に実現しています。したがって、先ほど斎藤先生がおっしゃったように、18歳でも十分に審議会等でも意見を表明できますし、またそういう機会があれば、責任感をもって参加していただけるということを少なからず思っていますので、選挙権が18歳になるということについては、私もそういう動きはよいのではないかなと思っている者の一人です。

併せて、「みたか子ども憲章」というのをつくりますときに、小学校、中学校の児童、生徒の皆さんにも来ていただいて、意見を発表していただいて、それを反映するという取り組みをしたときに、やはり小学生であれ、中学生であれ、一定の条件整備をすれば、意見表明もできるのだということも経験したんですね。ですから、その点については、日弁連さんが、やはり18歳で選挙権をとる今の法案の審議についても、一定の共感と賛意を示していらっしゃるということを確認して、私も自治体の立場でそれは共感をしたところです。

さて、その次に、しかしながら少年法の点については、併せて20歳から18歳にすることについては、懸念があるということで縷々お話をいただきました。私はその中で、更生保護の観点、それを大変重視していまして、そのときに家庭裁判所であるとか、少年院であるとか、そうした場の持つ保護的・教育的な機能というのを改めて確認されているということ論拠にされているということです。これは極めて重要な視点だと思います。やはり厳罰化するとか、あるいは刑法の対象にだけするのではなくて、要するにいかに更生していくかということが重要であるというのは、実は成人にも言えるし、最近では障がい者、高齢者の方の更生保護も課題になっていると承知しています。

そこで、今回の問題提起は、公選法の改正に合わせて少年法の年齢を下げるということについて、一定の問題提起をされているだけではなくて、私の視点では、更生保護というか、なぜ非行に走ったか、なぜ犯罪を犯したか、それを再犯させないというための取組みがいかに重要なのかということの説明をいただく、あるいは主張していただくという、この部分が特に重要なかなというふうに思って聞かせていただきました。

事例が最近ではなくて、2001年とか2006年ぐらいの事例なのですが、最近でこのような調査を日弁連さんとしてされるようなご計画はおありでしょうか。その点だけ教えてください。

(斎藤幹事)

今、再調査するという計画はありません。ただ、これはずっと変わっていない、これはもうどんな時代になっても、おそらく変わらないだろうということだと思っているのです。どういう子が、子どもだけじゃなくて、どういう人が事件を起こしているかという背景は変わらないだろうと思う。その変わらない、その事実をもっともっと知っていただきたい。そして、立法者のほうにも、それをわかって欲しいと思います。本当の意味で我が国の社会にとってどちらがプラスかということ、実証的に検討して欲しいと思っています。

(北川議長)

他、いかがですか。

(フット委員)

私にとって日本の刑事司法というテーマは大変重要なテーマで、実は24年前にアメリカにおける厳罰化が進む中、日本に学びなさいという論文を出して、日本は改善更生を重んじている制度で、できるだけ刑務所に送らないで、それが再犯率の低さにも関係しているはずであるという論文を出しました。私がまさにアメリカ人にアピールして、厳罰化傾向を見直して、とにかく日本で行われている改善更生を学びなさいという趣旨で書いたけれども、ようやく24年経って、アメリカにおいて厳罰化傾向が行きすぎて、見直すべきである、という議論が出始まっています。もっとも、アメリカで改善更生やリハビリテーションという言葉は出てくるけれども、実はアメリカにおいて、より大きな動機は刑務所がいっぱいでお金がかかっていることです。別にリハビリテーションを重視しているというよりも、そっちのほうがあれば、リップサービス的なものになっているとは思っています。しかしそれでも、もう一回、せつかくアメリカでようやく再検討の時期になりましたので、14/20、15/20あたりのいろんな資料がありますけれども、日本でこういうふうなアメリカのことを分析して、だからこそ、アメリカのようにならないように、日本は一生懸命に頑張っているということもアメリカで紹介したいのです。そういう観点からまさに少年法の年齢の引下げなどは、絶対反対であるという立場が正しいと思っています。

もう一つ、私は、確かに事実問題として選挙年齢を引下げると、場合によってはそれが少年法の年齢の引下げの議論で使われるかもしれませんが、アメリカの場合は全く別個として厳罰化傾向はあります。しかし、アメリカにおいても、年齢に関していろいろと議論があります。私は60年代を思い出すと、ちょうど18になったのは72年ですけれども、60年代から選挙年齢は18にするという動きが非常に強くなりました。当時はベトナム戦争時代で徴兵制度があり、徴兵制度で18から対象になっていました。アメリカではスローガンとして、「Old enough to die [for one's country], old enough to vote」、国のために死ぬのは18歳であるならば、せめてその頃から選挙権を持つべきであるというものでしたけれども、それがかなりインパクトがありました。しかし、同じように、「Old enough to die, old enough to drink」というスローガンで、アルコールを飲む年齢も20から18になりましたが、その後、交通事故がかなり増えました。それを見て、やはりそれは間違いであり、アルコールの年齢として18は若すぎる、という認識で多くの州において飲酒の年齢がもう一度20に引き上げられました。ですから、年齢は全くテーマごとで考えてよいだろうと思えますので、私の印象としては、日本で選挙権のために引下げたら、自動的にほかにも引下げになるというのは、そんなに心配しなくてよいのではないかという印象です。

(北川議長)

では、井田委員。

(井田委員)

少年法の改正問題については、今斎藤先生がご説明されたことに全く賛同いたします。

今の自民党内の議論を聞いていると、今日いただいたレジュメの 10/20 の権利と義務、18 歳で新しい権利を手に入れるのだから、新たな義務も果たすべきだという、その前提でかなり議論されているので、そこをどう突破していくかというか、どう説明、説得力をもって説得していくかということなのかなと感じました。

それで、むしろお聞きしたかったのは、早ければ来年の参院選で 18 歳、19 歳の人が新しく投票できるということになったときに、今これだけ立憲主義とは何かとか、法治主義って何かというようなことが問われているときに、そういう若い人たちに、法教育の問題になるのでしょうか、どういうふうに基本的な国のあり方というのを教えていくかということなのかなと思うんですけれども、日弁連として何かこれからやっていくこと、できることというのはあるやなしや、というあたりをお願いします。

(斎藤幹事)

各単位会では、法教育という言い方が上から目線だから、学校へ行こう委員会とか、新潟弁護士会あたりはそういう委員会をつくって、教育現場に出向いて法律の話をする。身近なテーマを素材にして、法律とは何か、憲法とは何かという話をするということをやっています。どんどん現場に行こうという動きです。それでも弁護士だけの力ではなかなか限界がありますから、学校の先生に対してそれをきちんと入れて、学校の先生からまた生徒に話をしてもらおうような、要するに講師養成講座のようなこともいろいろ検討しながら弁護士会では実行しています。結構その要請は来ています、特に私立の中学、高校から来ています。公立はなかなか来ない。そういう状況です。

(平山副会長)

あと弁護士会だけでなく、法テラスのほうでも法教育に力入れたいという予定があります。

(三宅副会長)

法教育は、若い弁護士に委員会活動としても人気があって、各中学とかの授業に組み込んでいただいて、毎年現地に行っています。お金も講師料をいただくのではなくて、弁護士会のほうで弁護士にお支払いをして、それで半ばボランティアな形で派遣をするということがかなり広がっていますので。

(北川議長)

ではお願いします。

(中川委員)

私も刑事政策研究会というのがありまして、法務省の財団法人なんですけど、そこで今のような話をしょっちゅうしているのですが、日本はどういうわけか、先生おっしゃるように、18 歳が犯罪のピークなんですよね。スーッと上がりまして、ズーッと行くんですよ。これはなぜかよくわからないんですけども、何か 18 というのが前後、犯罪のピーク。

(斎藤幹事)

もうちょっと若いんですよ。15、6 ぐらい、

(中川委員)

そうでしたか。

(斎藤幹事)

18、19になると、スーッと下がってきます。

(中川委員)

18から下がり出すんですね。だけど、こう来てこうなるんですね。

(斎藤幹事)

15、6がピークですね。

(中川委員)

そうそう。少年院というか、保護を受けた少年の再犯率というのは極端に低くなるということもわかっていまして、だからやっぱり二十歳ぐらいまでの子どもというべきか、未成年の人は、日本においてはやっぱり保護の感覚、支援、社会支援の感覚のほうが私はいいと思います。やっぱり犯罪者にしないほうが、はるかに更生する確率が高いということがわかっていますし、やっぱりそういう観点からいって、少年法はあまりいじくらないほうがいいと私は思っています。それだけの話なのであまり深いのはないんだけど、統計上、はっきり言えるんじゃないかなと思うんですね。

それから、選挙年齢については、結論はそれでいいと思うんだけど、ものの言い方じゃないかなと思っていまして、先生もさっきおっしゃったように、18、19の子どもにとおっしゃいましたよね。僕は子どもに選挙権をやるんだという発想。これはちょっと引かかるんですよ。そうじゃなくて、18、19といえども、もう立派な大人に近い、未成年ではあるけれども、しかし、その人たちが将来を担っていくんだから、自分の国をどういうふうにしていくのか、いくべきであるかということをおなたたちが考えるんですよ。そういう視点、やるんじゃなくて、自分たちが考える年齢に達したんだと。そういう感覚を取り入れていくべきじゃないかなと思うんですよ。

法教育といったって、大したことできないですよ。国会がどういうふうになっているとか、そんなこと言ったって、誰に選挙したらいいのか、すぐに結びつくわけじゃないですよ。うちに孫がいて来年18になるんですよ。それで、参議院選から選挙に行くかと言ったら、行きたい、行きたいと。何で行きたいのかと聞いたら、今の総理大臣大嫌いだからと言うんですよ。それがどこから出てきたかと、彼の意見は、と言いますと、結局家庭内のコミュニケーションですよ。お父さん、お母さんが何かそんなことを言っているうちに、だんだんだんだん感化されて、自分もそうだなと。

だから、結局学校じゃなくて、家庭内の雰囲気とか、お父さん、お母さんの意見とか、そういうものに強く影響される。だけど、それはそれでいいと思うんですよ。とにかく意思表示はしたいということをはっきり言いますから。だから、そういう意味で、意思表示できる。逆にできる年齢になっているのだから、あなたたちが決める。国のあり方を決めるんだという、そういう年齢になったんだという感覚ですべてものを言ったほうがいい

んじゃないかなと思います。ジャスト、感想です。

(斎藤幹事)

ありがとうございました。

(北川議長)

どうぞ。ちょっと時間延ばさせていただいてよろしいですか。よろしいですか。申し訳ないけれど、少し。

(長見委員)

やはり選挙年齢と少年法とは、違うんだということが世の中にわかるようにしないと、何か一緒に思われてしまいます。活動するときには、はっきりメリハリをつけて、マスコミなんかにも載るようにしていただきたいですね。少年法のほうだけやっていると、選挙権の問題も一緒に思われてしまうので、そこはどう違うんだ、目的別で違うんだと。飲酒の問題だとかたくさんありますよね。消費者の分野も契約の問題とかありますから、そういうところとは違うんだということをはっきり打ち出させていただくとありがたいんです。

(北川議長)

あといいですか。

(フット委員)

1点だけ。法教育の、中川委員はそんなに期待していないということだそうですけど、少なくとも、私の絡んでいる一つのプロジェクトは、法教育の方法として、交渉教育をもって、学生たちをチームに分けて、テーマを与えて、それに関していろいろと調べさせたり議論させたり、あるいは交渉させたりするというのは、そういう教育を行えば、かなり効果があると思います。憲法はどういうものであるのか。その知識だけではなく、むしろ自分で主体的に議論に関わるというのは、相当程度影響があるだろうと思いますので。

(北川議長)

わかりました。いいですか。

私も、国政に参加させるということだと思わすけれども、地方自治は民主主義の学校というので、国政だけじゃなしに、地方政治にもしないと地方創生は成り立たないですよ。

だから、ぜひそれは申し訳ないけれど、国政だけじゃなしに、問題は集権から分権に変わるまでに20年かかっているんですよ。それで今度は権限を与えてもらうという消極ではなしに、つくろうという創生で、これにまた時間かかっちゃっているということが一つですね。

それと、ずいぶん私いろんな学校と一緒に勉強会をしているわけですけども、大体高等学校、中学校になると、現在の市議会や町議会よりはるかに上のレベルの議論するんですよ。これは課題が決まっているし、われわれがそれをやっている、いかに19歳以下の人権を無視しているかというのが、パッとわかるんです、本当に。

そうすると、市議会の議場は一体何なのと。年に10回ぐらいしか使われていないじゃな

いかというファシリティにすぐ行くんですよ。そんなの全部オープンにしちゃえと。中学生や高校生がどんどんそこで議論しろという、そういうトレーニングが、やっぱり偏差値教育中心になって、私と公の関係などが全く無視されているということですよ。したがって、一つそれはそれでぜひお願いはしたいとは思いますが。

私もずっと16歳年齢からいけという話、少年法とはちょっと別にして、子どものときから、そういう自分たちのことは自分たちで決めるという習慣をつけますと、本当にやるんですね。さっきの少年法と同じなんです。自分たちに任されたらやるんだと。こういうことが現実対応していると、本当によくわかるので、ぜひこの18歳はいろんな問題背景を整理していただいて、やっていただきたいなというのを強くお願いしておきたいなというふうに思いますね。ということでございました。

(斎藤幹事)

ありがとうございました。

(北川議長)

ということでこの項、終わらせていただいてよろしいですか。

それで、事前の打ち合わせのときに、この際、やっぱり本当は国会のあり方論、法律に合わず憲法って一体何なんだという、ものすごく恐ろしい状態、手続論においてあるのではないかという議論をこの市民会議では議論すべきではないかということだと思えます。要するに手続論において、立憲主義国家とか、そういうところをどうするかというのは、やっぱり弁護士会としてはきちんとしたスタンスをとということで、その過程の中で、先日、いわゆる安全保障法制の法案に反対し、平和と人権及び立憲主義を守るための宣言というのを出されているわけですが、今大問題になっていることをこの市民会議でもトピックスではあるんですけどね。少し会長のご判断か何かをお聞きしておいて、今日はこの時間が時間で、40分にまた次の会議が入っているそうでございますので、終わらなければいけない物理的な理由ですけども、また次回にでも持たせていただければいいと思いますが、若干この宣言とか、そういったことについて、どなたか。

(三宅副会長)

では、三宅のほうから。担当いたしましたので、この宣言について、ご説明いたします。この宣言は5月29日の日弁連の定期総会で可決をさせていただきました。立憲主義と平和と人権ということが、今大変な危機に瀕しているというところでまとめたものでございます。

2段落目は、昨年からの経過を踏まえまして、昨年の集団的自衛権の行使容認等を内容とする閣議決定、これから現在安全保障法制や自衛隊の海外活動等に関連する法制が出ている。これが恒久平和主義に反し、なおかつ立憲主義にも反しているということを明らかにしたものです。

3段落目は、戦争の経験を踏まえて、この反省と教訓を胸に戦後の歴史が歩まれてきたということを確認しています。一番のフレーズはやはり戦争は最大の人権侵害であって、



人権は平和の下でこそ守ることができるという、ここに一番のポイントがございます。説明として恒久平和主義というのは、憲法の前文と9条にありということをお知らせしますが、1ページ目の下の段落のところでは、現在進行している法律案を安全保障法制を改変する法律と自衛隊の海外活動等に関連する法制、両方についての具体的な中身を展開しております。

ちょっと時間の関係でこの点は省略させていただきますが、その一番のポイントは、1ページ目めくっていただきまして、次の段落にあります。最高規範である憲法の恒久平和主義に反する極めて重要な問題であるにもかかわらず、十分な説明がされないまま昨年7月1日に閣議決定がなされ、それが国会に提出された。なおかつ、その間に米国との間での日米防衛協力のための指針の見直しが先行して合意されて、私たちの知らないままに7月に法案通しますよと。法案も知らないうちに、そういうことが米国で宣言されたということについて、これはまさに立憲主義に反するということで、到底容認することができない。この憲法に拠って立って、憲法が権力者の権力行使を抑制することによって、個々の人々の人権、自由を守るといふ、これがまさに立憲主義の基本でございますが、これがまさに問われているんだという、ここに一点集中しているわけです。

これは、私どもも戦前、戦争の開始と拡大に対して反対を徹底して貫くことができなかったという弁護士の歴史を踏まえて戦後憲法ができ、弁護士法の1条でこの憲法の定める基本的人権を擁護し、社会正義を実現するという使命、この使命のもとに戦前の痛切な教訓を生かしながら、この宣言を述べたということです。

さらに、4ページ目の裏側に少し詳細を書いておりますが、実は、憲法を踏まえて改正弁護士法というのは、1949年9月1日に改正を受けて、当日本弁護士連合会が設立され、1950年5月12日に被爆地である広島で第1回の定期総会を開いて、それに引き続いて、平和大会というのを3時間議論をして、3時間の議論の上で4ページの裏にあります。日本国憲法は世界に率先して戦争を放棄した、われわれはこの崇高な精神に徹底して、地上から戦争の害悪を根絶し、各個人が人種・国籍を超越し、自由、平等で、かつ欠乏と恐怖のない平和な世界の実現を期する、右宣言するという、この宣言を満場一致で決議をした。議事録には、満場一致の決議をしたところ、平和の鐘が殷々と鳴り渡ったという、表現に議事録がまとめられていますので、この3行に当時の弁護士の心意気が込められているんだというところの原点を振り返って、この宣言をしますということで結んだものがございます。

憲法学者3名が、憲法の拠って立つ法制ではないということで、違憲ということをおっしゃって、「違憲って何？」ということがどうも流行語大賞になりそうな状況ですが、これがまさに立憲主義という観点で憲法の拠って立つ法制でなければいけないのに、逆に法制に合わせて憲法を解釈するという、おかしいことが国会で議論されているというところに、今まさに現状があるということをお断片的に法律家の立場として明らかにさせていただいたというところがございます。以上でございます。

(北川議長)

ありがとうございました。議論は尽きないと思いますが、ちょっと時間的・場所的制約がございまして、今回はこれで終わらせていただいでよろしゅうございますか。

議題③第 47 回市民会議日程について

(北川議長)

それでは、次回は平成 27 年 9 月 14 日、7 名の方が参加可能ということでございますので、午後の 1 時 30 分から午後の 3 時 30 分に開かせていただきたいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

議題④ その他

(北川議長)

そのほかはよろしゅうございますか。

6. 閉会

(北川議長)

それでは、本日予定しておりました審議を終了させていただきたいと思っております。本日は皆さん、どうもありがとうございました。

(村越会長)

どうもありがとうございました。(了)